

小千谷市国土強靱化地域計画

令和3年12月 策定



小千谷市

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

- | | |
|------------|----|
| 1. 計画の策定趣旨 | P1 |
| 2. 計画の位置づけ | P1 |

第2章 本市の地域特性と災害想定

- | | |
|-------------|----|
| 1. 地域特性 | P4 |
| 2. 想定する自然災害 | P4 |

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

- | | |
|---------------|----|
| 1. 基本目標 | P5 |
| 2. 事前に備えるべき目標 | P5 |
| 3. 基本方針 | P5 |

第4章 脆弱性評価と推進方針

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 脆弱性評価の考え方 | P7 |
| 2. 想定するリスク | P7 |
| 3. リスクシナリオの設定 | P7 |
| 4. 脆弱性評価結果と推進方針 | P7 |

第5章 計画の推進と見直し

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 計画の推進 | P33 |
| 2. PDCA サイクルによる計画の推進 | P33 |
| 3. 計画の見直し | P33 |

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 計画の策定趣旨

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」を策定した。

新潟県は、国の動きを受け、平成 28 年 3 月に国基本計画や県の最上位計画である「にいがた未来創造プラン」と調和を図りながら「新潟県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定するなど、県土の全域にわたる強靱な地域づくりに向けた取組を進めている。

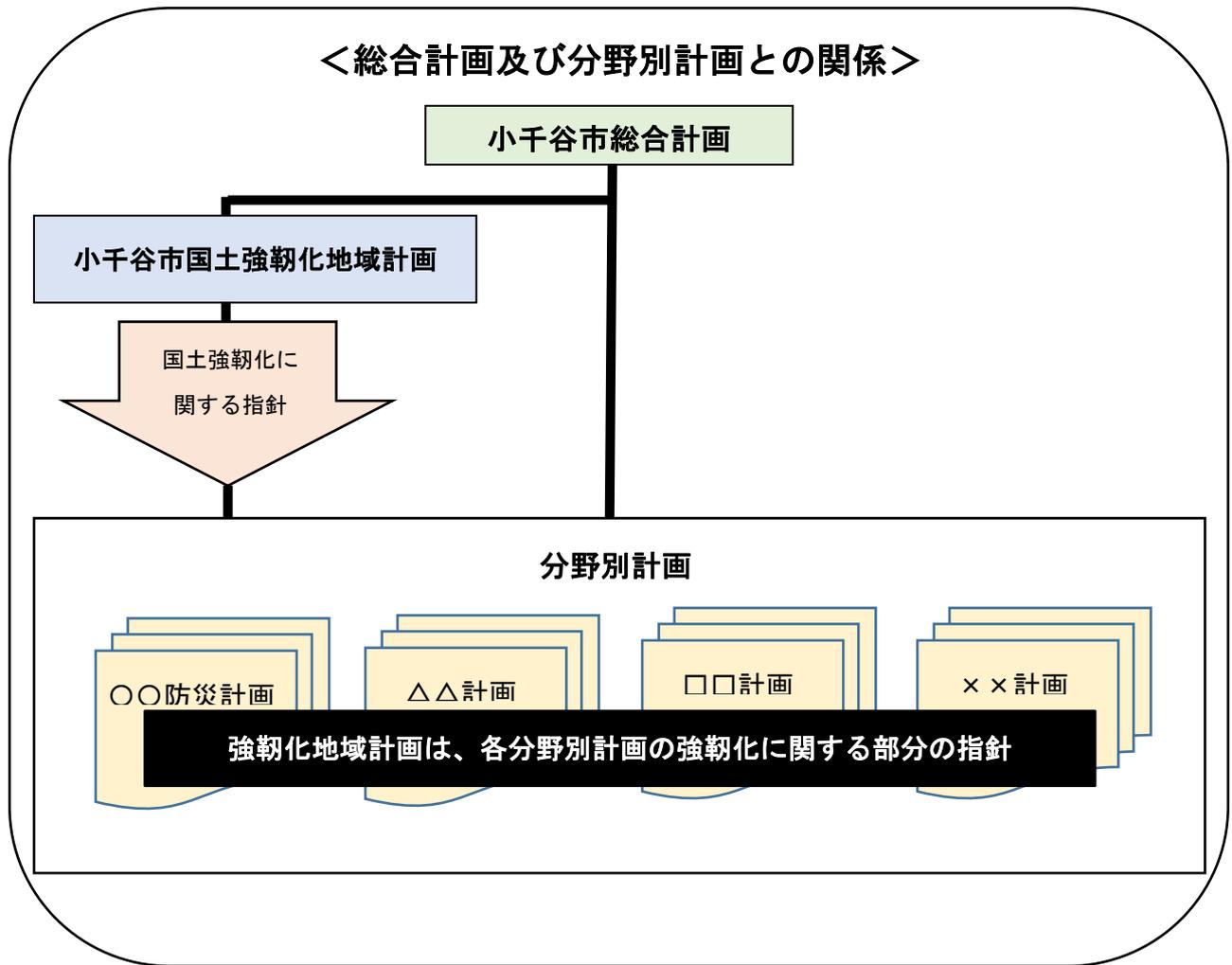
本市においては、平成 16 年 10 月の中越地震や平成 19 年 7 月の中越沖地震、平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨等による被害が発生するなど、災害に強いまちづくりの推進が課題となっている。このことから、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「小千谷市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針となるものである。

そのため、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との整合を図るとともに、市政の基本方針である「小千谷市総合計画」や、災害対策基本法に基づき策定した「小千谷市地域防災計画」等とも整合・連携を図り策定する。

◆ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



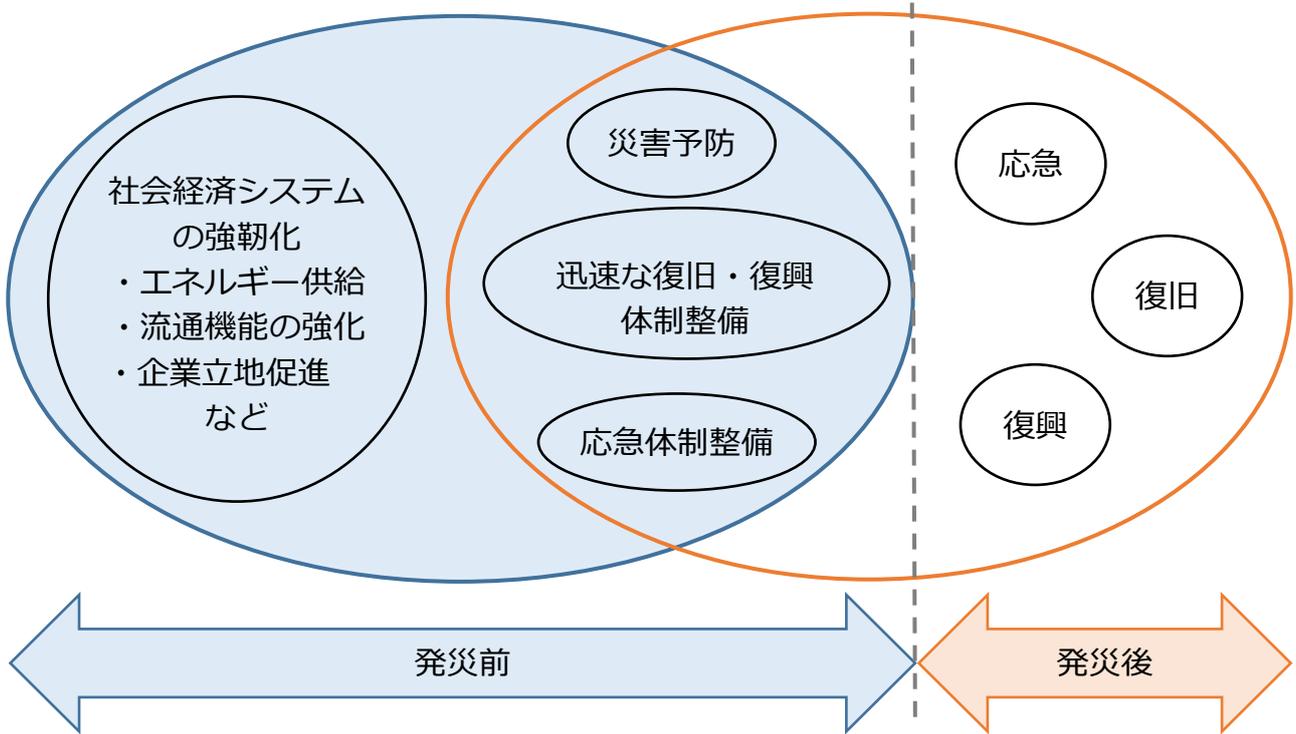
◆ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係

国土強靱化地域計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴がある。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の対象	自然災害全般を想定	災害の種類ごと
主な対象の局面	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価（災害に対する弱点や課題等）、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に合わせた施策	—

<国土強靱化地域計画>

<地域防災計画>



第2章

本市の地域特性と災害想定

1. 地域特性

(1) 位置・地形等

本市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、信濃川に沿って南北にのびる細長い河岸段丘にひらけた都市である。

東西の範囲は、東経 138°44′（孫四郎）から東経 138°54′（十二平）、南北は北緯 37°12′（池之平）から北緯 37°23′（八島）の間にあり、面積は 155.19 km²である。

小千谷市の北部は、広大な新潟平野の南端部に接している。信濃川東岸は東山山脈の南東端にあたり、猿倉山・羽黒山・二子山列と金倉山山地のゆるやかな丘陵山地となっている。西側は東頸城山地の北端で 200m から 300m の丘陵山地が続いている。

小千谷市に隣接する市町は北から西は長岡市、東は魚沼市、長岡市川口、南は十日町市である。

小千谷市の広さは東西に 17.21 km、南北に 20.01 km、標高は中心部で 50～80m と比較的低い。

最高標高は金倉山の 581m、最低は片貝町（八島）の 27m である。

(2) 気候

本市の気候は、日本海側特有の気候で、夏季は晴天が続き、高温多湿である。冬季は気温が低く季節風が強く吹き、11月から降雪を見て翌4月まで根雪期間となり、平坦地で 2～2.5m、山間地で 3～3.5m の積雪がある。

冬期間は降雪による降水量が多く、日照時間は少ない。県内でも有数の特別豪雪地帯である。

2. 想定する自然災害

本市は、これまでに地震、水害、豪雪などの自然災害の被害を受けてきた。また、国基本計画及び県地域計画において大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本市においても大規模自然災害全般を想定する。

第3章

地域計画策定の基本的な考え方

国基本計画及び県地域計画との整合・調和を図り、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

1. 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を可能にする

2. 事前に備えるべき目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 基本方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- ・市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持ち計画的に取組を推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時にのみ防災、減災等の効果を発揮するにとどまらず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

3 効果的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効果的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・高齢者、妊婦、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第4章

脆弱性評価と推進方針

1. 脆弱性評価の考え方

国基本計画や県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

本計画の策定においても、脆弱性評価を行い、国土強靱化のための推進方針を策定する。

2. 想定するリスク

国基本計画や県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定している。本市においても、小千谷市地域防災計画を踏まえ、大地震をはじめ風水害や土砂災害のほか、原子力災害など、大規模災害全般を想定する。

3. リスクシナリオの設定

本計画の第3章第2項で設定した8つの「事前に備えるべき目標」と、国基本計画に設定されている45の「起きてはならない最悪の事態」を参照し、本市の想定される災害と地域特性を踏まえ、28の「リスクシナリオ」を設定した。

4. 脆弱性評価結果と推進方針

リスクシナリオごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進行が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討したうえで脆弱性評価を行い、その結果に基づく推進方針を策定した。

◆リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護が最大限図られる	1 - 1	建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1 - 2	河川洪水や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による被害の拡大
		1 - 3	土砂災害による死傷者の発生
		1 - 4	暴風雪や豪雪等に伴う被害の拡大
		1 - 5	大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2 - 1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		2 - 2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2 - 3	警察や消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2 - 4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災による医療機能の麻痺
		2 - 5	被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症等の大規模発生
		2 - 6	劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3 - 1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4 - 1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4 - 2	情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5 - 1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5 - 2	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力、ガス、上下水道等ライフラインの長期間にわたる機能の停止
		6-2	交通ネットワーク等の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生
		7-2	排水機場・貯留施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	危険物等の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	鳥獣等による被害の拡大
		7-6	原子力発電所の緊急事態による放射性物質の放出
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足等により復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの機能低下により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	風評被害による社会・経済への甚大な影響

1-1 建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

重点

① 住宅・建築物の耐震化等の推進

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の耐震化率は、令和2年度現在75.4%で、「小千谷市耐震改修促進計画」で目標としている令和7年度85.0%に達するには難しい状況である。 ○社会福祉施設、高齢者施設等、多数の者が利用する特定建築物及び震災時の避難所並びに特定建築物以外の公共建築物について、耐震化を進める必要がある。 ○災害発生時の倒壊等につながる管理不十分な空き家が増えてきている。 ○旧耐震基準で建築された木造住宅や危険性のあるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。 ○不特定多数が利用する市有施設は、適切な維持管理と長寿命化対策を推進する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○「小千谷市耐震改修促進計画」に基づき、計画的に住宅・建築物の耐震化を促進する。 ○耐震化されていない公共建築物の耐震化及び施設的环境整備を促進する。 ○民間が運営する認定こども園や社会福祉施設、高齢者施設等の施設環境整備を支援する。 ○「小千谷市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共建築物の集約化・多機能化等を図りながら、施設の予防保全に努め、効率的・効果的な管理運用を図る。 ○適正な管理が行われていない空き家の安全対策を推進する。 ○住宅・建築物等の耐震化、ブロック塀等の安全対策を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 ○不特定多数が利用する市有施設は、適切な維持管理と長寿命化対策を推進する。

② 避難場所の整備

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模地震の発生に備え、防災拠点としての活用が想定される都市公園について、防災機能の強化を検討する必要がある。 ○避難所となる施設について、防災機能の強化を講じる必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模地震の発生に備え、防災拠点としての活用が想定される都市公園について、今後の適正配置を見据えながら防災機能の強化を図る。 ○避難所となる施設について、防災機能の強化を推進する。

③ 避難路の確保

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に迅速かつ確実に避難活動等を行えるよう道路・橋梁等を確保する必要がある。
----	--

推進方針	○都市計画道路網の構築など避難路となる道路・橋梁の整備及び機能維持・強化を図る。
------	--

④ 市街地の整備

課題	○避難活動等が困難な要因となる狭あい道路・行き止まり、空地不足等の市街地における防災上の脆弱性による被害の拡大を抑える必要がある。
推進方針	○災害に対する被害の抑制や安全な避難行動のための避難路、さらには一時避難場所となる公園・空き地等の確保など、市街地における防災性の向上を図る取組を推進する。

⑤ 消防体制の強化

課題	<p>○大規模災害が発生した場合に対応できる消防力を備えるため、一層の体制強化を図る必要がある。</p> <p>○公共施設等における初期消火に対応できる消防・防火設備を充実させる必要がある。</p> <p>○大規模火災に対応するため、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅を検討するほか、消防車両や防火水槽などの消防水利を計画的に整備する必要がある。</p> <p>○迅速な傷病者搬送のため、高規格救急車の更新整備を計画的に推進する必要がある。</p> <p>○地域防災の中核である消防団の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、装備や教育訓練の充実を図る必要がある。</p>
推進方針	<p>○消防活動の拠点となる消防署の機能保全を促進し、消防力の整備指針並びに消防水利の基準にのっとり、消防車両や水利施設の充実と維持管理を徹底する。</p> <p>○消防団員の入団促進・育成を行うなど、消防団活動の充実強化を図る。</p> <p>○既設の消防用設備や防火設備の保全・改修を行うなど、初期消火に対応できるよう設備の充実を図る。</p> <p>○大規模火災に対応するため、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅を検討するほか、消防車両や防火水槽などの消防水利を計画的に整備する。</p> <p>○迅速な傷病者搬送のため、高規格救急車を計画的に更新整備する。</p> <p>○消防団の必要人員を確保するとともに、活動環境の整備や消防団の装備等の充実強化を図る。</p>

⑥ 家庭における地震・防火対策

課題	○地震や火災が発生した際、被害の拡大を防ぐため、市民に対して、屋内での防災・防火対策を推進する必要がある。
推進方針	<p>○地震発生時の人的被害を軽減するため、家具等の固定を推進する。</p> <p>○火災時の逃げ遅れによる死傷者をなくすため、住宅用火災警報器の設置を推進する。</p>

⑦ 住宅・事業所の防火対策の推進・自衛消防組織の育成強化

課題	○住宅用防火・防災機器等の設置及び維持管理に関する広報など住宅防火対策等を推進し、市民の防火意識の高揚を図る必要がある。 ○事業所等に対する立入検査や訓練等を計画的に実施し、火災発生危険の排除と自衛消防組織の強化を図る必要がある。
推進方針	○住宅用防火・防災機器等の設置及び維持管理に関する広報や、火災予防指導等を通じて、市民の防火意識の高揚を図る。 ○事業所等に対する立入検査を実施し、火災危険を排除するとともに、初期消火訓練や防火指導を通じて、自衛消防組織の育成強化を図る。

⑧ 地域における防災訓練の充実

課題	○災害発生の初動期に、地域で対応できる体制を整えるため、地域で実施する防災訓練を充実強化する必要がある。
推進方針	○総合防災訓練への参加促進や地域独自の防災訓練の実施を支援する。 ○避難行動要支援者名簿の更新・管理及び情報共有等について、地域と連携した避難支援体制を整備し、地域の防災訓練で活用する。

1-2

河川洪水や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による被害の拡大

重点

① ハザードマップの普及

課題	○近年台風や豪雨災害が頻発していることから、水害時における正しい避難行動の普及啓発や防災教育に努める必要がある。 ○新潟地方気象台は、大雨警報等防災気象情報や、国が管理する河川においては、共同で指定河川洪水予報を発表しており、市は洪水ハザードマップなどを活用して、市民にこれらの防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知し、水害に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
推進方針	○自主防災組織における各種研修会や学校での防災教育等で洪水ハザードマップを活用し、地域の実情に基づいた水害時における正しい避難行動の普及啓発を図る。 ○国や県の動向を踏まえて、洪水ハザードマップを適宜見直すとともに、マップを活用して、新潟地方気象台等が発表する防災情報の収集や伝達の方法、避難行動等を市民に周知し、水害に対する市民の危機管理意識の向上を図る。

② 河川改修等の治水対策

課題	○近年大規模水害が頻発しており、甚大な浸水被害が懸念されるため、計画的な河川改修等が必要である。
推進方針	○国に対して、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの進捗を働きかけるとともに、応急的治水対策を要望する。 ○国や県が実施する河川改修事業の促進を図るとともに、市内河川の損傷箇所や

	流下能力不足部を優先的に整備する。
--	-------------------

③ 市街地等の浸水対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水（内水）被害の軽減を図る必要がある。 ○集中豪雨等による雨水の流出量増大に起因した市街地等における浸水被害の対策を講じる必要がある。 ○円滑な水防活動や緊急復旧活動を行う設備を整備する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○道路排水施設の適切な維持管理を行うとともに、長寿命化対策と効果的な排水機能の強化を図る。 ○市が管理する排水樋門等について、必要に応じて老朽化対策を行う。 ○排水ポンプ場、雨水貯留施設、調整池、雨水管等の新設・増強・更新などの雨水施設の整備を行う。 ○可搬式排水ポンプや発電機を整備し、緊急排水体制の強化を図る。 ○洪水ハザードマップによる市民啓発を行う。 ○適切かつ迅速な緊急対応ができるよう、出水期前の施設点検や操作訓練等を実施する。

1-3 土砂災害による死傷者の発生

重点

① 土砂災害警戒避難体制の整備強化

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害から円滑に市民が避難できるよう土砂災害等の危険がある箇所の周知を徹底する必要がある。 ○土砂災害ハザードマップを活用し、警戒区域を有する地域で避難訓練を行い、避難場所や経路など、避難体制について周知を図る必要がある。 ○土砂災害等の危険性がある区域に居住している市民の生命を守るため、事前防災を重視した取組みを推進する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップを有効活用し、地域の実情に沿った正しい避難行動の普及啓発を図る。 ○市民に対して土砂災害防災訓練を実施し、避難場所や経路などについて周知を図る。 ○国や県が実施する砂防対策や土砂災害危険箇所対策の促進を図る。 ○土砂災害等の危険性のある区域の居住者に対して、事前防災を重視した取組みを進めるため、土砂災害の危険性を周知するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

② 土砂災害防止設備等の整備

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害被害防止のため、急傾斜地などの土砂崩れの防止対策を講じる必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害防止施設の整備の推進や森林の適正管理等により、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

③ 森林整備の支援

課題	○森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐、植林等の森林整備を促進する必要がある。
推進方針	○森林の有する国土保全機能（水源涵養、土砂災害防止等）が適切に発揮されるよう、総合的な対応として、間伐等の森林整備の継続及び、それに必要なインフラ機能を維持整備する。

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う被害の拡大

① 除雪体制の整備

課題	○暴風雪や豪雪時においては、除雪委託業者等と連携した効率的な道路除雪を実施する必要がある。 ○大雪時において、屋根の雪下ろしや家屋の周りの除雪作業の事故が多発している。
推進方針	○冬季間の安全・安心な道路交通を確保するため、消融雪施設の整備や除雪計画に基づいた円滑な道路除雪に努める。 ○除雪作業を行うことが困難な市民に対し、関係団体と連携した屋根の雪下ろし作業等の支援を行う体制を整える。

1-5 大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生

① 幹線道路や生活道路の道路交通網の確保

課題	○地域の孤立や交通の途絶を未然に防止するため、雪や災害に強い道路ネットワークの形成を効果的に進める必要がある。 ○大雪時においても、主要幹線道路の寸断を防ぐため、高速道路管理者や国、県等と連携を強化し、幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。 ○人口減少が顕著な中山間地域においては、地域住民の共助による通学路や生活道路の除雪を支援する必要がある。
推進方針	○冬季間の市民生活と経済活動の停滞を未然に防止するため、除雪体制を強化する。 ○道路交通網の麻痺を回避するため、道路管理者間の連携を図り、緊急輸送道路等における優先除雪など、除雪体制の強化に努める。 ○除雪機械や消雪設備の更新を計画的に推進するとともに、道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望する。 ○豪雪及び暴風雪による交通途絶等を避けるため、雪崩、地吹雪等の防雪施設整備を推進する。 ○除雪車のオペレーターの担い手不足や高齢化などの課題を受け、若手の育成や

	<p>除雪機械のICT化などの新たな取組みにより、除雪体制を維持する。</p> <p>○モバイル端末等のICTを活用し、市民からの情報提供などにより、いち早く現場状況を把握し、迅速な対応・効率的な作業につなげていく。</p> <p>○人口減少が顕著な中山間地域においては、地域住民の共助による通学路や生活道路の除雪を支援する。</p>
--	---

② 公共交通の安全で安定した運行の確保

課題	<p>○鉄道事業者は、大雪時においても列車の全面運休を回避できるよう、積雪に関する情報をきめ細やかに収集し、除雪計画を策定して運転計画をたてる必要がある。〔JR東日本〕</p> <p>○バス事業者は、バス運行に必要な道路幅員を確保するため、道路管理者との情報共有を徹底するとともに、迂回等の運行計画を見直す必要がある。〔越後交通、南越後観光バス〕</p> <p>○上越新幹線は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、国や県、沿線市町、経済界、鉄道・運輸機構などの連携を強化する必要がある。〔JR東日本〕</p>
推進方針	<p>○鉄道事業者は、積雪深計データなどの情報収集を行い、機械除雪の出動を早めるなどの確な除雪計画を策定し、部分開通などの柔軟な運行に努める。</p> <p>○交通事業者は、雪害時の運行体制など今後の対応方針を見直すとともに、行政が運営する各種会議等を通じ、道路管理者との情報共有を徹底する。</p> <p>○上越新幹線は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、国や県、沿線市町、経済界、鉄道・運輸機構などの連携を推進する。</p>

③ 関係機関との連携体制の強化・市民への適切な情報発信等

課題	<p>○大雪時の公共交通の運行を確保するため、交通事業者や国、県等と連携体制の強化等を図る必要がある。</p> <p>○市民への情報提供を効果的に行うため、道路状況を適切に把握するとともに、市民向けの情報発信の手段を充実させる必要がある。</p> <p>○地域における雪かきは、近隣での助け合いが最も有効に機能することから、雪かきにおける共助の重要性について市民への浸透を図る必要がある。</p> <p>○大雪により住宅等が倒壊する危険性があることから、老朽危険空き家の除却等を推進する必要がある。</p>
推進方針	<p>○国や県等の関係機関と緊密な情報共有を行い、強固な連携体制を構築する。</p> <p>○ホームページやSNSなどのインターネットを活用した情報発信の手法について、先進地の取組を参考に調査研究を行い、導入に向け検討するとともに、市民に対して、道路交通や公共交通機関に関する情報を適切かつ迅速に発信する。</p> <p>○町内会等との連携を強化し、地域における雪かき時の共助の重要性について市民一人ひとりへの浸透を図る。</p>

	○市民の安全・安心を確保するために、克雪住宅の普及啓発に努め、倒壊の恐れのある老朽危険空き家等については、所有者に安全管理対策の必要性を注意喚起するとともに、除却費の助成を検討する。
--	---

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止 重点

① 飲料水の確保

課題	○生命維持に直結する飲料水の安定した供給が必要である。
推進方針	○「小千谷市第二次水道ビジョン（水道事業経営戦略）」に基づき水道施設の耐震化を促進する。 ○災害時に備え、日本水道協会等と連携し、応援給水や水道施設の早期復旧が可能な体制を整備する。

② 緊急輸送道路の整備

課題	○災害時における物資輸送道路を確保するため、道路交通網の整備を着実に進める必要がある。
推進方針	○緊急輸送道路・橋梁等の耐震化を含めた計画的な整備及び機能維持・強化を推進する。

③ 非常用物資の備蓄の推進

課題	○市民に、個人備蓄の必要性を認識してもらう必要がある。 ○想定する避難者数の最低限の食料・飲料水の備蓄を計画的に進める必要がある。
推進方針	○最低3日分の家庭内備蓄を普及啓発する。 ○食料・飲料水等の備蓄を計画的に進め、避難所への事前配備など備蓄品の適正配置を推進する。 ○流通備蓄を推進するため、関係機関との協定締結などの連携強化及び集積場所の確保などの受援体制を整備する。

④ 物資供給体制の整備

課題	○生命に関わる物資の供給のため、高速道路をはじめとした重要物流道路等（代替・補完路含む）への接続を強化し、広域的な道路ネットワークを構築する必要がある。 ○災害時においても緊急輸送道路等の通行を確保し、物資を流通させる必要がある。
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○食料や飲料水、寒暖・停電対策に必要となる物資の確保の体制強化や設備の整備等を検討する必要がある。 ○物資供給、物資搬送に関して各種団体と締結している災害協定の実効性を向上させるとともに、民間事業者との協定締結をより一層進める必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○高速道路をはじめとした重要物流道路等（代替・補完路含む）へ接続する広域的な道路ネットワークの整備を推進する。 ○物資の流通を確保するため、緊急輸送道路等について最優先に障害物の除去を行う。 ○食料や飲料水、寒暖・停電対策に必要となる物資の公的備蓄の増強や、設備の整備等を図るとともに、市民自身（自助）による備蓄を促進する。 ○災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携を強化する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

重点

① 緊急輸送道路等の機能確保

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○交通ネットワークの断絶による集落の孤立を防ぐ必要がある。 ○孤立する恐れのある集落への輸送手段としてヘリコプターの利用や、ヘリポート適地を有効活用するとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応するための体制を構築する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急車両の進入や他の地域へ移動するルートを確保するため、狭あい道路の幅整備を推進する。 ○孤立する可能性がある集落への輸送手段として、ヘリコプターの利用やヘリポート適地を有効活用するとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応するための体制を構築する。

② 地域防災活動の推進

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者のうち、高齢者や障がい者等の災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築を促進する必要がある。 ○自主防災組織の育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○地域による、避難行動要支援者に対する見守り活動などの取組を支援し、「小千谷市避難行動要支援者避難支援制度」に基づく取組を促進する。 ○自主防災組織の活動を支援し、地域の防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

2-3 警察や消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

重点

① 救助・救急体制の強化

課題	○近年、様々な災害が頻発化・激甚化している中、消防が迅速かつ適切な救助・救急活動を実行できるよう体制の強化を図る必要がある。
推進方針	○救助・救急活動の拠点となる消防署における情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を促進する。 ○消防力の整備指針にのっとり、消防関係の救助・救急車両の充実を図り、維持管理を徹底する。 ○救助・救急活動が迅速に行われるよう、消防における広域連携の受援体制を強化する。 ○小千谷市総合防災訓練等を通じ、警察や消防、自衛隊等関係機関との連携強化を図る。

② 応急対応力の向上

課題	○災害時において、救急救命機関の活動が行われる前に、市民による応急対応を行えるようにする必要がある。
推進方針	○市民に対して、AEDの使用方法等の救急救命処置の普及啓発を図る。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災による医療機能の麻痺

重点

① 被災時の医療・救護体制の整備等

課題	○災害時においても医療機能を維持するため、応急医療体制の整備や市内医療施設の防災対策を強化する必要がある。 ○医療救護活動等の充実を図るため、災害医療コーディネーター（長岡保健所長）と連絡・調整を行い、災害派遣医療チーム（DMAT）等の外部支援チームの援助を受ける（受援）体制を構築する必要がある。 ○災害時においても安定した医療活動等を維持するため、医薬品や医療資器材等を確保する必要がある。 ○関係機関から医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する必要がある。
推進方針	○市内医療施設において、防災医療マニュアル及び業務継続計画の策定を促進する。 ○災害時の速やかな応急医療体制の整備及び施設の対災害性の強化を推進する。 ○平時から、各行政機関、医療機関、小千谷市魚沼市医師会等の関係機関と連携強化を図る。 ○災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社等の受援体制を整備する。 ○県と連携して救護所等での医療救護活動に必要な医療資器材等の確保に努める。 ○関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。

2-5 避難所等における疫病・感染症等の大規模発生

① 避難所等の保健衛生対策

課題	<ul style="list-style-type: none">○医療救護本部を立ち上げ、医療救護本部長の指示のもと、避難所に救護所を設置する。○避難所でのインフルエンザ等の予防接種について医師会等と協議の上、実施する必要がある。○避難所における感染症予防・食中毒予防・避難所運営支援（衛生管理・生活環境整備）を行う必要がある。○避難所において、避難者数に適した数のトイレの確保を進める必要がある。○火葬業務を円滑に実施するための埋火葬体制を整備する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○避難所における感染症発症状況の把握を行う（サーベイランス）とともに、手洗い環境整備（水・石鹼・手指消毒）、手洗い・咳エチケット等感染予防、トイレ保清などの啓発を強化する。○災害発生時の下水機能不全に備え、仮設トイレや携帯トイレ等の迅速な確保のための体制強化を図る。○大規模災害に備え、防疫業務における県との協力や、円滑な火葬業務のための体制を整備する。○避難所において、避難者数に適した数のトイレの確保を進める。○火葬業務を円滑に実施するための埋火葬体制を整備する。

2-6 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

① 避難所における生活環境の整備

課題	<ul style="list-style-type: none">○慣れない避難所生活による健康状態悪化を防ぐため、避難所における設備機能の充実や住環境・診療体制等に配慮する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○避難所の天井・エレベーター・電気等の設備機器の耐震化・保全改修や、トイレ等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進する。○避難所及び救護所の環境悪化及び被災者等の健康状態悪化防止のため、医師会等と連携して予防活動の充実を図る。○避難生活環境を改善するための間仕切り等の物資供給に関する協定の締結を促進する。

② 福祉避難所の確保

課題	<ul style="list-style-type: none">○長期の避難所生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者の支援体制を構築する必要がある。
----	---

推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者の二次的避難所を確保するために、福祉避難所開設に協力いただく福祉事業者との連携強化を図る。 ○要配慮者利用施設の防災・減災に資する施設環境整備を支援する。
------	---

③ 避難所の適切な運営・バリアフリー化等の推進

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等において、要配慮者の利用を踏まえ、施設のバリアフリー化、トイレの水洗化等について対応を検討する必要がある。 ○避難所の運営に地域住民が主体的に参画する必要がある。 ○研修会等を通じて地域の防災リーダーの育成を図り、地域の防災意識を向上させる必要がある。 ○男性主体となりがちな災害対応現場においては、男女共同参画、多様性配慮の視点により、多様なニーズに対応できる体制づくりが必要である。 ○大規模災害時、通信システムの障害や通信規制により、携帯電話等が利用困難になる場合が多く、また、安否や被災状況の確認に加え、緊急連絡も困難になることから、これら以外の通信設備の導入を検討する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等において、建替えや大規模改修等の機会を捉え、施設のバリアフリー化や、公共下水道への接続や合併浄化槽の整備によるトイレの水洗化等を計画的に進め、避難者の利便性の向上を図る。 ○避難所の適切な運営を行えるよう、避難所運営マニュアル等を活用し、行政・施設管理者・住民による3者協働の避難所運営に結び付くよう訓練や研修会などを行うとともに、随時マニュアルの見直しなどを行う。 ○市は、各種研修会などを開催して、地域の防災リーダーの育成を図る。 ○市政に関する様々な計画の策定等、政策、方針、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、地域が実施する男女共同参画の視点を取り入れた訓練の支援、女性消防団員の入団促進等により、災害時の多様なニーズに対応できる体制づくりを目指す。 ○大規模災害時に有効な通信設備について、通信事業者と導入体制等について連携強化を図る。

④ 感染症の発生、まん延防止対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における感染症予防の充実と拡大防止に努める必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○平時から新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症予防対策（マスク・手洗い・うがい等）の啓発及び予防接種の推進を図る。 ○健康づくりの推進に努め、市民のセルフケア能力の向上を図る。 ○避難所における消毒薬や衛生用品等の整備に努める。 ○水害時用の消毒液を備蓄するほか、大規模な対応に備え、消毒業者や医療関係団体と連携し、迅速かつ適切な対応がとれる体制を整備する。

3

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 災害対応能力の向上

課題	○市の災害対応能力をより一層向上させる必要がある。
推進方針	○職員向け災害対応訓練を実施するほか、災害時初動マニュアルを見直し、業務の習熟を図る。 ○災害時の相互応援協定の適切な運用を図り、県内外からの広域的な応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう受援体制を強化する。

② 業務継続体制の整備

課題	○災害時において、迅速な復旧とともに必要な行政機能（業務）を継続していく体制を強化する必要がある。
推進方針	○「小千谷市業務継続計画（BCP）」の実行性を高めるため、行動手順の点検や訓練の実施、検証などにより継続的な見直しを行い、業務継続に必要な体制を整備する。

③ 庁舎設備の充実

課題	○災害時の長期に及ぶ対応に備えるため、通信機器や各種システムの稼働など、業務継続に必要な電源等を確保する必要がある。 ○災害等による重大なデータの喪失を防ぐため、各種情報のバックアップを行う必要がある。
推進方針	○長期災害に対応するための非常用電源とその燃料及び物資の確保に努める。 ○個人情報等のバックアップデータを遠隔地で適切に保管するとともに、庁舎外でもセキュリティを確保できる通信端末や通信手段を代替施設等の重要拠点に整備し、サーバーと外部とのネットワークを構築する。

④ 受援体制の強化

課題	○大規模災害発生時、当市のみでの対応では業務継続に支障を来す場合が想定されることから、防災協定を締結している他自治体との一層の連携を図る必要がある。
推進方針	○防災協定を締結している他自治体との受援体制を強化する。

4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

重点

① 通信インフラの機能維持

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の長期に及ぶ停電に備えるため、通信機器や各種システムの稼動など、業務継続に必要な電源等を確保する必要がある。 ○防災行政無線設備について、適正な維持管理をする必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○長期停電に対応するための非常用電源とその燃料の確保に努める。 ○市民に防災情報を迅速かつ確実に届けられるよう、防災行政無線設備を必要に応じて機能強化しながら維持管理の徹底を図る。

② 情報収集連絡体制の強化

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速かつ的確な災害対応を行うためには、市民や公共交通機関等との連携により効果的な災害情報の収集体制を確立する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会、自主防災組織、さらには報道機関、公共交通機関、郵便局等との連携を強化し、地域における被害状況等の情報収集・情報共有を図る官民一体の情報収集連絡体制を整備する。

③ 情報伝達手段の多様化

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が適切な避難行動を行えるよう、災害情報の伝達体制を拡充する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に災害情報を確実に伝えることができるよう、現行の伝達手段を市民に周知する。 ○緊急告知ラジオの適正な管理に努める。 ○緊急情報メール配信サービスやLINEなどのアプリの登録者の増加促進に努める。 ○市民に確実に情報を伝達するために、現行の情報伝達手段に加え、新たな情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

④ 庁舎などの電力・燃料確保対策の推進

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する庁舎等の非常用電源を確保する必要がある。 ○業務継続のため、燃料供給事業者等からの供給体制を構築するとともに、必要な燃料の備蓄を検討する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する庁舎等における非常用電源の確保を推進する。 ○燃料供給事業者等との災害協定の締結を推進するとともに、燃料の優先供給を

	受けるまでの間、業務継続に必要な燃料の備蓄体制の強化を図る。
--	--------------------------------

⑤ 停電時に有効な情報通信機器の研究

課題	○停電時に有効な情報通信機器について、先進事例なども収集し、研究する必要がある。[NTT東日本]
推進方針	○停電時に有効な情報通信機器について、先進地の事例なども収集し研究する。

4-2 情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 重点

① 市民などへの情報伝達体制の強化

課題	○外国人を含む市民等に対する災害情報等の的確な伝達が必要である。 ○観光客や市内訪問者が多い中心市街地を主として、避難場所の案内や水害の注意喚起など、わかりやすいサインの整備等が必要である。 ○観光客や市内訪問者に対し災害情報が伝達できるよう、気軽に使える防災アプリ等の普及を促進する必要がある。
推進方針	○外国人を含めた市民等に災害情報等を的確に伝えるため、情報伝達手段の多重化・多言語化を図るとともに、その重要性を周知する。 ○ユニバーサルデザインなどを参考に、国内外に通用するサインの整備等を計画的に行う。 ○観光客や市内訪問者に災害情報が伝達できるよう、防災アプリ等の普及を促進する。

② 地域防災活動・防災教育の推進

課題	○要配慮者のうち、高齢者や障がい者等の災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築を促進する必要がある。 <u>2-2②再掲</u> ○自主防災組織の育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。 <u>2-2②再掲</u> ○小中学校の児童生徒に対して、市や地域が実施する防災訓練に参加を促すとともに、学校で行う避難訓練に加え様々な学習場面を活用し、日頃から防災・防犯教育を進めていく必要がある。
----	---

推進方針	<p>○地域による、避難行動要支援者に対する見守り活動などの取組を支援し、「小千谷市避難行動要支援者避難支援制度」に基づく取組を促進する。2-2②再掲</p> <p>○自主防災組織の活動を支援し、地域の防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。2-2②再掲</p> <p>○学校においては、学校防災計画、マニュアルの整備・見直しを行うとともに、小中学校の児童生徒に、市や地域が実施する防災訓練への参加を促す。また、自分の身を自ら守る力をつけるため、様々な災害に対応できる避難訓練の実施に加え、学習場面等を活用して学年毎の発達段階に応じた防災・防犯教育を計画的に実施する。</p>
------	--

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

重点

① 企業の業務継続体制の強化

課題	○大規模自然災害等が発生した場合に備え、企業の業務継続体制の整備が必要である。
推進方針	○企業の業務継続体制を強化するため、関係機関と連携しながら業務継続計画の普及啓発を図る。

② 企業への支援体制の充実

課題	○大規模自然災害等が発生した場合、中小企業等の事業継続に支障が生じることが想定されるため、企業への支援制度の情報共有を図る必要がある。
推進方針	○資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知徹底を図る。

③ リスク分散を目的とした企業立地等の推進

課題	○首都圏等との同時被災リスクの低さを活用した企業誘致活動を促進する必要がある。
推進方針	○首都圏等で甚大な被害を受ける大規模自然災害等が発生した場合でも、事業継続が担保できるよう、首都圏等に立地する企業の本社機能や生産活動拠点の移転を促進する。

④ 交通ネットワークの確保

課題	○災害時における物資輸送道路を確保するため、道路交通網の整備を着実に進める必要がある。 2-1②再掲
----	--

推進方針	○緊急輸送道路・橋梁等の耐震化を含めた計画的な整備及び機能維持・強化を推進する。 2-1②再掲
------	--

5-2 食料等の安定供給の停滞

重点

① 農業の生産基盤等の強化

課題	○農業は、高齢化や後継者不足などの大きな課題を抱えており、担い手の減少は地域食材の供給減や食料自給率の低下につながることから、次世代の担い手確保の支援を強化する必要がある。
推進方針	○農業の高齢化や後継者不足を解消するために、次世代の担い手育成や確保に対する支援を推進する。 ○農業における生産を継続し安定供給を行うため、生産基盤の整備を推進する。

② 食料等供給体制の整備

課題	○生命維持に直結する飲料水や食料の安定した供給が必要である。
推進方針	○「小千谷市第二次水道ビジョン（水道事業経営戦略）」に基づき水道施設の耐震化を促進する。 2-1①再掲 ○災害時に備え、日本水道協会等と連携し、応援給水や水道施設の早期復旧が可能な体制を整備する。 2-1①再掲 ○食料・飲料水等の備蓄を計画的に進め、避難所への事前配備など備蓄品の適正配置を推進する。 2-1③再掲 ○流通備蓄物資の確保を行うため、関係機関との協定締結など連携を強化する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気、ガス、上下水道等ライフラインの長期間にわたる機能の停止

重点

① ライフラインの災害対応力強化

課題	○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図る必要がある。
推進方針	○電気などのライフライン事業者と平時から、防災会議のほか各種連絡会議、防災訓練等を通して、連携協力体制を構築する必要がある。

② 電力供給にかかる受援体制の整備（東北電力）

課題	○災害により大規模・広域的な停電が発生した場合には、全社もしくは他社（他電力協力会社）からの応援を受け早期復旧を図ることとしている。
----	--

推進方針	○災害により大規模・広域的な停電が発生した場合は、全社または他社（他電力協力会社）からの応援により、早期復旧を図る。
------	--

③ ガス施設の耐震化等

課題	○耐震性の高い導管の敷設といった地震対策が必要である。 ○地震被害により、一旦供給が停止した際は、大ブロック・中ブロック等二次災害防止のためのブロック区分による漏えい調査や開閉栓作業等の工程が必要である。 ○ガス施設の耐震化を推進する必要がある。
推進方針	○耐震性の高い導管への入替等の地震対策を進める。 ○地震対策については、日本ガス協会等と連携し、供給停止したブロックの早期復旧を図る。 ○浸水対策については安全確保のため、浸水時供給設備（整圧器）の自動停止機能の整備を進める。（同機能が作動した際は、一時的なガス供給停止を伴うものの、水が引けば早期供給再開は可能であり、長期間供給停止のリスクは小さい） ○ガス供給施設の耐震化や導管網のブロック化等の推進により、安全で安定したガスの供給を図る。

④ 水道施設の耐震化対策の推進・危機管理体制の整備

課題	○大規模自然災害による水道水の長期にわたる供給停止を防ぐため、水道施設の耐震化への対策が必要である。 ○大規模災害によって低下した水道供給機能を早期に復旧させるための体制や各種計画を、必要に応じて適宜見直し、確実な危機管理体制を整備する必要がある。
推進方針	○「小千谷市第二次水道ビジョン（水道事業経営戦略）」に基づき水道施設の耐震化を促進する。 2-1①再掲 ○災害時に備え、日本水道協会等と連携し、応援給水や水道施設の早期復旧が可能な体制を整備する。 2-1①再掲 ○災害や事故に対応する各種計画を平時から適宜見直すとともに、大規模災害時において業務を継続できるよう、危機管理体制を整備する。

⑤ 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

課題	○し尿処理施設の適正な維持管理と長寿命化対策等を推進する必要がある。 ○大規模災害時においても汚水処理機能を維持するため、下水道施設の耐震化や耐水化、停電時における電源確保を行う必要がある。 ○老朽化が進行している下水道施設については、計画的に改築・更新等を行う必要がある。 ○災害時における下水道施設の緊急対応を強化する必要がある。 ○「業務継続計画」を必要に応じて適宜見直し、着実に緊急体制を整備する必要
----	--

	がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時においても、し尿を安定的に処理するため、し尿処理場の長寿命化を促進する。 ○管路施設（マンホール含む）については、引き続き、耐震化及び液状化対策を考慮した整備を行う。 ○処理場施設・ポンプ場施設の耐震化・耐水化対策を実施する。 ○「小千谷市下水道ストックマネジメント計画」に基づく、下水道施設の改築・更新等を実施し、施設の長寿命化を推進する。 ○処理場施設・ポンプ場施設の非常用発電設備の整備・更新等を実施する。 ○関係団体等との災害応援協定の締結等により、緊急体制を強化する。 ○「業務継続計画」を必要に応じて、適宜見直す。

6-2 交通ネットワーク等の長期間にわたる機能停止

① 交通・物流ネットワークの確保

課題	○災害時の運搬・輸送路を確保するため、緊急輸送道路の整備をはじめとした道路交通網の整備を着実に進める必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路・橋梁等の耐震化を含めた計画的な整備及び機能維持・強化を推進する。2-1②再掲 ○道路啓開（※）・復旧・輸送等にかかる施設管理者やバス等運行業者、警察等関係機関との連携強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ※道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により、救援ルートを開けることをいう。

② 災害に強い道路ネットワークの形成

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○道路施設の老朽化に伴う被害拡大を未然に防止する必要がある。 ○避難や迅速な救助活動、生命に関わる物資の供給のため、高速道路をはじめとした緊急輸送道路（代替・補完路含む）への接続を強化し、広域的な道路ネットワークを構築する必要がある。 ○地域の孤立や交通の途絶を未然に防止するため、雪や災害に強い道路ネットワークの形成を効果的に進める必要がある。1-5①再掲 ○大規模災害時、生産は可能であっても交通の途絶により輸送が阻まれ、経済活動が停滞することのないように道路ネットワークを強化していく必要がある。 ○緊急輸送道路等の適正な管理を行い、道路利用者の安全確保に努める必要がある。 ○避難所まで移動する歩行者の安全性を確保する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理と長寿命化対策を推進する。 ○広域的な避難ルートと企業活動における人の移動や物の安定した輸送を確保

	<p>するため、高速道路をはじめとした緊急輸送道路（代替・補完路含む）へ接続する道路交通ネットワークの整備を推進する。</p> <p>○冬季間の市民生活と経済活動の停滞を未然に防止するため、除雪体制や防雪・除排雪機能を強化する。1-5①再掲</p> <p>○道路排水施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化対策と効果的な排水機能の強化を図る。</p> <p>○市が管理する緊急輸送道路等の状態監視と計画的な修繕を行い、健全な状態を保持する。</p> <p>○避難所までの移動の安全性を確保するため、歩行空間整備を推進する。</p>
--	---

③ 交通施設の耐災害性の強化・国・県等との継続的連携

課題	○大規模自然災害が発生しても公共交通ネットワークを確保するため、事業者が所有している施設や施設周辺において、地震や水害、土砂災害、雪害対策等を推進する必要がある。
推進方針	○災害時においても公共交通ネットワークを確保するため、事業者が所有している施設や施設周辺において、耐災害性の強化を図る。

④ 帰宅困難者対策の実施

課題	○災害時の帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保等を検討する必要がある。
推進方針	○災害時の帰宅困難者対策として、一時滞在施設（指定避難所や庁舎等の市有施設等）を確保するとともに、各種関係団体との連携体制の構築を図る。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生

重点

① 消防活動体制の確保・装備等の充実

課題	<p>○大規模火災に対応するため、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅を検討するほか、消防車両や防火水槽などの消防水利を計画的に整備する必要がある。1-1⑤再掲</p> <p>○迅速な傷病者搬送のため、高規格救急車の更新整備を計画的に推進する必要がある。1-1⑤再掲</p> <p>○地域防災の中核である消防団の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、装備や教育訓練の充実を図る必要がある。1-1⑤再掲</p>
----	---

推進方針	<p>○大規模火災に対応するため、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅を検討するほか、消防車両や防火水槽などの消防水利を計画的に整備する。1-1⑤再掲</p> <p>○迅速な傷病者搬送のため、高規格救急車を計画的に更新整備する。1-1⑤再掲</p> <p>○消防団の必要人員を確保するとともに、活動環境の整備や消防団の装備等の充実強化を図る。1-1⑤再掲</p>
------	--

7-2 排水機場・貯留施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① 排水機場・ため池等の防災対策

課題	<p>○災害発生時でも、排水機場・貯留施設等の施設機能が安定的に稼働している必要がある。</p> <p>○集中豪雨による溢水等が想定される農業用ため池について、その安全性の向上を図る必要がある。</p>
推進方針	<p>○集中豪雨が発生した際に排水機場のポンプや貯留施設等が機能するよう維持管理の徹底を図る。</p> <p>○農業用ため池が集中豪雨によって被害が発生した場合の危険性を市民に周知するほか、施設の安全対策を講じる。</p>

② ため池ハザードマップによるリスク管理

課題	<p>○農業用ため池が市内に多数存在し、集中豪雨や地震により、溢水や決壊した場合、土砂災害により人的被害が生じる可能性がある。</p>
推進方針	<p>○災害時におけるため池の危険性を周辺住民に周知を図り、日頃からの危機管理意識を醸成し、被害の軽減を図る。</p>

7-3 危険物等の大規模拡散・流出

① 危険物等の漏えい対策の強化

課題	<p>○大規模災害が発生した際の有害物質の漏えいなどに備え、有害物質貯蔵事業者からの緊急連絡（通報）体制の整備が必要である。</p> <p>○危険物等を貯蔵又は取り扱う施設の立入検査を実施し、適正な維持管理の徹底及び保安体制の強化を図る必要がある。</p> <p>○ガスの漏えいについては、より迅速かつ適切な対応ができるよう、二次災害防止を含めた初期活動訓練、消防防災訓練を充実させる必要がある。</p>
推進方針	<p>○大規模災害が発生した際の有害物質の漏えい等に備え、有害物質貯蔵事業者からの緊急連絡（通報）体制を整備する。</p> <p>○危険物施設等の立入検査等を実施し、適正な維持管理の徹底と保安体制の強化を図る。</p> <p>○ガスの漏えいに対応する、初期活動訓練や消防防災訓練の充実を図る。</p>

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重点

① 農地・農業用施設等の適切な保安全管理

課題	○農業用排水路等を適正に管理・保全して、二次災害を防止するための対策を講じる必要がある。
推進方針	○農地や農道、水路の適正な維持管理を行い、田んぼダムとして洪水緩和機能など農地がもつ多面的機能を発揮させるなど、二次災害を防止する対策を支援する。

② 森林の整備・保全

課題	○大雨や地震等の災害に起因する森林の荒廃により、土石・土砂の流出などの山地災害を防止する必要がある。
推進方針	○森林の適正管理を推進することで、山肌の露出や土砂崩れの発生など、山地災害の抑制を図る。

7-5 鳥獣等による被害の拡大

① 鳥獣被害対策の強化

課題	○野生鳥獣による中山間地域の農地・森林等の被害は、国土の荒廃や耕作放棄地を増加させ、土砂災害等のリスクの上昇を招くとともに、生産者の経済的損失は、それらを一層助長する悪循環を生み、食料等の安定供給の停滞にもつながる。
推進方針	○「小千谷市鳥獣被害防止計画」に基づき、近隣自治体や猟友会等の関係機関との連携を強化し、中山間地域、農村地域等の鳥獣被害対策を推進する。

7-6 原子力発電所の緊急事態による放射性物質の放出

① 避難体制の強化

課題	○柏崎刈羽原子力発電所の緊急事態に備え、「地域防災計画(原子力災害対策編)」や「原子力災害に備えた避難計画」等に基づき原子力防災訓練を行うなど、原子力防災対策の充実強化を図る必要がある。
推進方針	○柏崎刈羽原子力発電所の緊急事態に備え、「地域防災計画(原子力災害対策編)」や「原子力災害に備えた避難計画」等に基づき原子力防災訓練を行うなど、原子力防災対策の充実強化を図る。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物の処理体制の整備

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した廃棄物処理施設の更新に当たっては、耐震化や熱エネルギー回収による発電機能等を有する、災害に強い施設とする必要がある。 ○災害発生時には、「小千谷市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、市民の生活環境の保全と、速やかな復旧・復興を図る必要がある。 ○計画の実効性を高めるため、内容について関係職員への教育を継続的に実施し、知識や情報を共有・継承する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理施設の老朽化に伴い、耐震化や熱エネルギー回収による発電機能を有する、廃棄物処理施設の整備を検討する。 ○「小千谷市災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行えるよう、計画の内容について関係職員に対し、知識や情報を共有・継承するための研修を実施する。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興が大幅に遅れる事態

① 復興を支える人材等の確保

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害後の復興にあつては、建設業における専門家や技術者の力が必要不可欠であるが、若年層をはじめとした人材不足や技術者不足が懸念されている。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○県内外市町村との相互応援協定や小千谷市建設業協会等との災害時応援協定の締結により円滑な復旧・復興が行われる体制を整備する。 ○就労環境の改善により建設業等における担い手の育成や技術保有者等の確保を促進する。

② 災害対応に不可欠な建設業者との連携強化

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の道路啓開の応急対応や速やかな復旧・復興に不可欠な人材を確保する必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の道路啓開の応急対応を行うため、災害協定を締結している小千谷市建設業協会などの協力により、マンパワーを確保する。

8-3 地域コミュニティの機能低下により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① コミュニティ力強化の支援

課題	<ul style="list-style-type: none">○地域住民自らが自助・共助による地域防災体制を構築するために、住民主体による自主防災組織の活動を促進する必要がある。○平時から、地域の防犯意識を高揚する啓発や、住民が主体となった地域を守る活動を強化して、地域コミュニティの醸成を図る必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○女性や若年層の自主防災組織への加入を促進し、住民自らが、自助・共助による地域防災体制を構築するとともに、地域防災の新たな担い手の創出に繋がるよう、自主防災組織の活動を支援する。○平時から、地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る。

8-4 風評被害等による社会・経済への甚大な影響

① 正しい情報の発信

課題	<ul style="list-style-type: none">○災害発生時における風評被害の発生や不正確な情報の拡散を抑制するために、対策を講じる必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">○平時から県や市内産業関係団体等との連携を強化し、正しい情報を迅速かつ的確に発信する体制を構築する。

第5章 計画の推進と見直し

1. 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進方針に基づき、本市の各分野別計画を実施することにより、施策の推進を図る。

進捗状況の把握にあたっては、総合計画や各分野別計画等で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施する。（資料編に事業指標等を掲載）

また、本計画に基づく各取組の結果等を踏まえ、所管課が中心となり、各取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進し、本市だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ事業の推進を図る。

2. PDCA サイクルによる計画の推進

本市の強靱化に向けた計画の推進にあたっては、本計画に掲げる関連施策の総合的かつ計画的な実施と、PDCA（Plan→Do→Check→Action）サイクルに基づく検証が必要であり、そのために各施策の進捗状況等を踏まえた効果的な展開が重要である。

3. 計画の見直し

本計画は、社会・経済情勢の変化や国・県などの国土強靱化施策の進捗状況等を考慮し、適宜内容の見直しを行うものとする。

また、本計画は、本市の強靱化に関し、各分野別計画の指針として位置づけられるものであることから、国基本計画や市総合計画との整合を図るとともに、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとする。

小千谷市国土強靱化地域計画

令和3年12月 策定

編集発行 小千谷市危機管理課
新潟県小千谷市城内二丁目7番5号
電話 0258-83-3515
F A X 0258-83-2789
U R L <https://www.city.ojiya.niigata.jp>
